

かたり通信

福井から原発を止める
裁判の会 会報

SINCE MAY 2012

◆発行：福井から原発を止める裁判の会◆

■代表：中嶋哲演 事務局長：嶋田千恵子

■「裁判の会」事務局連絡先→問い合わせはこちらまで・・・

・南康人(090-1632-8217)又は

・小野寺恭子(090-6275-4451) 〒910-3606 福井県福井市田尻栃谷町 14-1 まで

■弁護士事務局連絡先：笠原一浩弁護士

♥カンパ等のゆうちょ銀行振込先

〒914-0041 福井県敦賀市布田町 84-1-18

口座名：福井から原発を止める裁判の会

みどり法律事務所 (0770-21-0252)

記号：00760-6

番号：108539

◆ホームページ：http://adieunpp.com (本通信 PDF 版/その他情報をアップロード！)



大飯 3、4 号機運転差止訴訟控訴審

運転差し止め認めず！

今年 6 月 4 日、名古屋高裁金沢支部より判決日が 7 月 4 日になった旨の連絡。6 月 18 日には、原告住民側の主張をきちんと理解してもらうために金沢弁護士会館にて報道機関各社に対する今回の裁判の問題点の説明会を行い、20 日には予定通り裁判所包囲行動を行う。そして判決日……。北陸の蒸し暑い曇り空の下の入廷行進。午後 3 時、201 号法廷にて 2 分間の写真等撮影後に開廷。

裁判長「では、判決の言い渡しをします。1 審被告の敗訴部分を取消す……………」

目次（主な内容のみ）（今回は 33 号・34 号を同時発行）

- 判決言い渡しライブ……………01
- 報告集会及び記者会見……………03
- 不当判決に対する抗議声明文……………11
- 判決に対する声……………14
- 判決要旨……………19
- 新聞スクラップ……………22
- 34 号の主な内容は以下のとおり
 - ・原告集会及び通常総会報告
 - ・「上告せず」記者会見+声明文
 - ・大飯 3、4 号機控訴審 法廷内でのやり取り全記録

判決後の経緯

判決日の連絡を受けて、「裁判の会」事務局は判決日の 4 日後の 7 月 8 日(日)に原告集会（及び総会）を設定し関係者に周知。判決を受けて、原告集会での協議、総会での意見交換及び欠席した原告からの電話等による意見集約などを経て、今の最高裁には「もはや何も期待できない」ということから、私たちは上告しないという決定に至りました。この間の詳細については、34 号をご一読ください。

■ 上告せず！ ■

■ 入廷前の行進

午後 2 時半過ぎから、兼六園下の歩道から入廷前の行進開始。おそらく、150 人を超える支援者が行進に参加。



左から、原告の東山さん、笠原弁護士、河合弁護士、中嶋哲演さん、島田弁護団長、佐藤前弁護団長

■ 判決言い渡しライブ

法廷内の柵の内側・・・原告側は弁護人と原告で 20 名以上が着席しているのに対して、被告側は弁護人等 4 名のみが着席。

裁判官 3 人（裁判長裁判官 内藤正之、裁判官 鳥飼正嗣、裁判官 能登謙太郎）の入廷後に 2 分間の写真撮影。撮影終了後、裁判所書記官が「平成 26 年（ネ）第 126 号事件」と告げる。

*以下、複数の傍聴者メモと、後刻入手した「判決要旨」に基づいて再現。正確さは保証いたしません。「」は裁判長、<>内は不規則発言（やじ）です。（編集子）

「では、判決の言い渡しをします・・・

- 1 1 審被告の敗訴部分を取り消す。
- 2 上記取消部分に係る 1 審原告（被控訴人）らの請求を棄却する。
- 3 1 審原告（控訴人）らの控訴を棄却する。
- 4 控訴費用は、第 1、2 審を通じ、1 審原告らの負担とする。」

「判決の宣告は以上ですが、本件の事案の性質に鑑

み、裁判所はそのような結論に至った理由を簡潔に説明します。」

<茶番だ！>

「お静かに！」（大声で）

<その判決、間違っています！>

「本件は福井県を中心に、全国各地に居住する原告らが主として人格権の侵害を理由として、大飯原発 3、4 号機の運転差止を求めた事案である。原子力発電所の設備等について事故を起こす欠陥があり、周辺環境に対して放射性物質の異常な放出を招く危険があるのであれば、当該原子力発電所の運転差止めを請求することができるが（かなり緊張していることが声の調子から伺える）、一方で、現在の我が国の法制度は、原子力基本法、原子炉等規制法などを通じて、原子力発電を一律に有害危険なものとして禁止することをせず、放射性物質が異常に放出される危険などに適切に対処すべく管理・統制がされていれば、原子力発電を行うことを認めている。このような法制度を前提とする限り、原子力発電所の運転に伴う本質的・内在的な危険があるからといって、それ自体で人格権を侵害するということはない。もっとも、この点は、法制度ないし政策の選択の問題であり、福島原発事故の深刻な被害の現状等に照らし、我が国のとるべき道として原子力発電そのものを廃止・禁止することは大いに可能であろうが、その当否を巡る判断は、もはや司法の役割を超え・・・」

（驚き呆れるような声と共に一斉に以下のような抗議の声・・・）

<三権分立はどうした！？>

<調べなければわからないでしょう！>

<司法は独立しているの？>

<司法の敗北だ！>

<調べつくしていないでしょう！>

「いろいろな意見があるとは思いますが・・・原子力発電所における危険性の有無を判断するに当たっては、その危険性が社会通念上無視しうる程度にまで・・・」

<社会通念上、国民は不要だと言っているじゃないですか！>

「管理・統制されているか否かが検討されるべきである。そして、原子炉等規制法の下、高度の専門的知識と高い独立性を持った原子力規制委員会が、安全性に関する具体的審査基準を制定するとともに、設置又は変更の許可について、科学的・専門技術的見地から十分な審査を行うこととしている。」

<調べつくしていません！>

「そこで原子力規制委員会が用いた審査基準に不合理な点があるか、あるいは具体的審査基準に適合するとした原子力規制委員会の判断に不合理な点があると認められるのでない限り、当該原子力発電所が有する危険性は社会通念上無視しうる程度にまで管理され、周辺住民等の人格権を侵害する具体的危険性はないものと評価できる。」（幾度も口ごもり、言葉に詰まる。）

<自信がないことを言わないでください！>

<自分の言っていることに自信ないんでしょう！>

<だから福島事故は起きたんだろう！>

「新規制基準は手続き面でも実体面でも不合理な点があるとは認められず、基準地震動や基準津波に対する安全性、異常の発生・拡大防止対策及び・・・」（読み上げの速度早まる・・・）

<火山灰はどうしたの？>

「・・・に適合するとした原子力規制委員会の判断に不合理な点は認められず、本件発電所の危険性は社会通念上無視しうる程度にまで管理・統制されているといえるから・・・」（読み上げ速度マックス！）

<それが安全神話でしょう！>

「本件発電所の運転差止を求める 1 審原告らの請求は理由がない。以上です。」（法服を翻して直ちに退席する）

<どこから言われて書いたんだ？！本当に自分で書いたのか！>

<恥を知れ！恥を！>

<だったら、どうして福島事故が起きたんだ？>

<自分で書いたなら、もっと堂々と読んだらいいのに！>

5 分程度の簡単な判決理由の説明をもって閉廷。

■ 主文読上げ後の裁判所前の様子

主文読上げ後、弁護士及び原告が旗出しのために、法廷を出て裁判所の外へ。裁判所前で「不当判決」「司法は福島から目をそむけるのか」の旗が掲げられる。参加者からは失望と怒りの声があがる。

裁判所前では、原告として旗出しをした東山さんがインタビューに答え、その後に「裁判の会」の中嶋哲演代表が「一審判決よりもあまりにも後退した判決」と断

じ、さらに河合弁護士が

「三権分立を否定するような判決」と判決の不当性をアピール。



感想を述べる原告の東山さん

■ 報告集会及び記者会見

＊閉廷後、弁護団は報告集会に向けた準備のために別の場所で判決文の分析作業。原告・支援者は金沢弁護士会館へ移動し、弁護団が分析作業を終えるまで参加者同士で意見交換。午後 4 時半より報告集会開始。司会は鹿島弁護士。

◆原告団代表：中嶋哲演さん



皆さんご苦労さまです。昨年 11 月 20 日の結審当日、内藤裁判長は最後に被告弁護団に「意見はないですか」と発言を促して、関西電力側が「我々は審理を十分つくしました。今日結審してください。」とたったそれだけ言ったんです。原



記者会見の様子

告団が1時間以上にわたっていろいろ注文をつけたにも関わらず、裁判長はそれには一切耳を傾けないで、た

った十数秒の関電の言い分を取り上げて「今日で結審をする。判決日は後日連絡する」ということだったんです。

あの日の記者会見の席で私は「内藤裁判長は関西電力のサーバントではないですか」と表現したんです。今日の判決も、一縷の望みを託していましたが、やっぱり結審日の直観的な印象というものは「ぬぐえなかったなあ、その通りの判決になってしまったなあ」という思いを強くしております。

裁判所の前でも申し上げたように、私たち福井県の若狭の住民、とくに小浜市民の目と鼻の先では、大飯3,4号が全面運転中ですので、「せめてそれに対してなにがしかのチェックなりブレーキをかけるような判決の中身があって欲しい」ということを少し願っていましたが、それすらもダメな内容でした。

今日の判決は樋口判決に比して、あまりにも裁判所としての主体的な判断が何一つ行われていないお粗末なものに感じます。今回の判決要旨として5項目ですね。それでこれを見ると、最初の項目では「立法府や行政府による政治的判断に委ねます」ということ。2番目以降では「規制委員会の判断に欠落やら不合理な点は何一つ認められない」という形で、「新規性基準はしかるべき、科学的、専門的、技術的知見を反映して規定されていて、その通り」と言います。規制委員会や科学技術的な知見に丸投げして、「その通り、その通り」で何も主体的な判断が無い。「これらの判断はすべて、社会通念上許される許容範囲の中に入っていて、危険性はない」と言っています。

樋口判決と違って、司法としての気概なり法的な使命感なんていうのは、どうにも見出しがたい判決

になっています。皆さん、法廷で感じられたと思いますが、言葉に詰まりながら自信のない判決要旨の朗読をされていました。だから、今回の高裁の裁判官自体が自分の信念なり主体性を持って自信をもって書いた判決ではなかったと思います。

若狭住民の原告の立場から少し、樋口判決に照らしながら申し上げます。樋口さんは、福島の実態というものを非常にきちんと踏まえて、福島だけではないチェルノブイリまでさかのぼって悲惨な現実を学んだうえで、「万が一」ということを、あの一審判決を通じて5か所、私の数え間違いでなければ、書いています。この、樋口さんが言っておられる「万が一」というのは、これから起こりうる仮定の議論としての「万が一」じゃなくて、樋口さんにとって有ってはならない「万が一の事故」は、「既にチェルノブイリや福島で起こっているじゃないか」ということです。そのことを踏まえて「第2の福島が起こりえないと断言できるのか」ということを、「絶対ありえないなんてことはない」という認識に基づいて言っておられる「万が一」だと思います。

今、大飯3,4号が小浜市民の目の前で動いてるんですけど、118万kWという巨大原発です。2基が24時間動くと5000万kWh。膨大な電力を生み出しています。関電の11基の原発がある若狭の地域が必要としている電力は6~7万kWにすぎません。それが、236万kWで今も動いています。そういう膨大な電力を関西に送るかもしれないですけど、その陰で、1日に広島原発3発分、2基だと6発分の死の灰を生み出しています。1年動けば2000発分の死の灰が使用済み燃料の中にたまっていくし、プルトニウムも長崎原発60発分のものがたまっていく一方なんです。ところが、関西電力の利害関係は、大飯原発3,4号機が1日動けば、5000万kWhの発電量になる。1kWh当たり20円として、1日2基が動くだけで10億円です。それだけの利益が入る関西電力のサーバントとしての裁判所による今日の判決は、私たち若狭の地元住民として許せないということがあるわけです。

◆島田弁護団長



まずは、たくさんの皆さんにご支援いただいてここまで来れたことを厚く感謝いたします。昨年の4月に前の弁護団長から私が団長を引き継いで、1年数

か月走ってまいりました。

何よりも樋口判決の勇氣、福島事態を二度と繰り返してはならないんだという勇氣に应えて、何としても樋口判決を守りたいという思いで頑張ってきたつもりですけど、今日こうしてそれが破られたということについては忸怩(じくじ)たる思いです。

今日の判決の結論自体、全く驚きはありませんでした。しかし、判決の内容を詳しく見ていく中で、これは想像を超えたあまりにひどい内容だと強く感じました。

ぜひ注目していただきたいのは、この判決はクリフエッジ1260ガルに至る可能性を否定していません。関西電力の安全設計ではもう対応不可能でメルトダウンに至る地震の強い揺れが来る可能性を否定していないんです。それは具体的に危険なことです。まさに「福島がもう一度繰り返されることがありうる」と言いつつ、それを「具体的に危険ではない」と判断を示しているということが驚きです。

「福島の事故とはいったい何だったんだろうか」、これとどう裁判所が向き合うのかを問い続けた裁判でしたが、完全に福島を忘れ去ったかのような判決が出ました。住民の安全に一切責任を持とうとしない、極めて無責任な態度に終始した判決です。福島原発事故以前にすら見られなかったずさんな判決内容になっています。私は大きな驚きと危機感を覚えました。

なぜ今、こんな判決が出されているのか。本当に疑問に思います。ひとことで言えば、これは裁判ではもはやない、単なる茶番です。最高裁がプロデュースをし、原子力規制委員会が助演を務め、主演は関西電力、そういう全くの茶番劇が4年という長い

年月を費やして繰り広げられたということを示す、実にみつともない判決だと思います。

◆笠原弁護士(弁護団事務局長)



訴訟の経緯について申し上げます。この裁判は、2012年11月30日に154名の方が第1回提訴、2013年3月11日に35名の方が第二次提訴しました。合計

189名ですが、この間6名の方が亡くなりました。2014年5月21日、福井地方裁判所は歴史的な樋口判決を言い渡しました。翌日関西電力は控訴しました。その後昨年11月20日まで13回にわたる口頭弁論がなされました。

不思議なことに、控訴審で裁判所はどちらに対しても質問する事はありませんでした。一般論としてはこうした訴訟指揮は原判決を特に変えない場合になされることで、今回のようにひっくり返した場合にこうした消極的な対応を取ることは極めて異例なことです。

私たちからの、様々な分野の専門家、被害者を証人として採用してほしい、地盤調査に関する文書などを提出してほしい、という訴えに対し、裁判所は大変消極的でした。ただ、島崎先生だけは証人として採用しました。それ以外の証人は、昨年第10回の口頭弁論において一切採用しないという宣言をしました。それに対して異議を申し立てましたが却下されました。

判決を読んでいると、特に地質調査に関して、「1審原告はこう主張するが必ずしも明らかでない」と書いています。明らかでないことを明らかにするために、たとえば「赤松先生に証言していただきたい」とお願いしていたのです。それを蹴っておきながら「明らかでない」とは何事かと思います。

そして今日の判決を迎えました。原発訴訟において論理的に筋を通しつつ住民を敗訴させるということは不可能であって、住民敗訴の不当判決は2つのパターンのどちらかに分けられます。1つは論理矛

盾型、立てた規範と具体的なあてはめが整合していないというパターンと、昨年春の大阪高裁判決のように伊方最高裁判決にすら反する規範を立てるという自己規範型です。

今回の判決は前者の論理矛盾型に分類されますが、例えば、原子力規制委員会が火山について「関西電力の火山灰評価は過小評価だ」と言っているにもかかわらず、「可能性を示したにすぎない」と言っているのは、福島事故後に改正された我が国の原子力法規そのものを踏みにじるものであって、およそ想像を絶するものです。

この判決は、「福島原発事故の深刻な被害の現状等に照らし」、「我が国のとるべき道として原子力発電そのものを廃止・禁止することは大いに可能であろう」と言っていますが、これについては政策論を述べているに過ぎません。

◆井戸弁護士



法廷で要旨の読み上げのときに、「日本が政策として原発をゼロにすることもありうる、だけど、それは政策的判断の問題だ」と言いました。

そのとき皆さんは怒りましたが、理屈の上ではそれはそうだ(「すべての」原発をゼロにするというのは、確かに政策的判断)と私は思うんです。今その「原発を動かしてもいい」という法律があるわけですから、全くゼロにするかどうかはそれは政策的な判断の問題です。

基準地震動については、「クリフエッジを超える揺れが来ることもありうる」ということを認めています。この判決はその後に、「既往最大の考え方に基づいて基準地震動を策定」という考え方もありうる、しかし、その考え方を取るかどうかは、「政策的な選択」だと言っています。

これはめちゃくちゃな話で、基準地震動をどう設定するかというのは、法律（原子炉等規制法）で「災害の防止上支障がない」基準が求められていま

す。だから、「基準地震動で災害の防止上支障がない地震動はどう考えるべきか」という問題なんです。法律の枠内での解釈の問題なんです。我々は既往最大を取るべきだと言っているわけです。「そういう考え方もありうる」と言っているながら、「それは政策的判断の問題だ」というのは完全に論理矛盾です。そういう形で逃げていってしまっている。それで「基準地震動は合理的な基準地震動であればいいんだ」と言っているんです。

ここで問われなければいけないのは、「では、この判決が言っている合理的とは何なのか」ということです。判決は「クリフエッジを超える揺れが来ることもありうる」と言っている。規制委員会や関電が「基準地震動だ」と言っている揺れの強さを超える地震動がありうるのに、そういう基準地震動が合理的だとはどういうことなのか、それは全く説明されていません。単に「合理的だ」と言っているだけです。私がこの判決を読んで、ここが一番の論理矛盾だし一番ひどいところだと思います。

次に、皆さんの関心のある島崎証言の問題です。ここでどう言っているかということ、島崎さんの提言を一概に否定しているわけではないんですが、関電は大飯原発周辺の活断層の評価、長さとか幅とかそういう評価を保守的に評価しているから、島崎さんが言うような問題点はそれでクリアできているということです。ここは関西電力の言っていることをそのまま受け入れているだけです。

それ以外にもいろんな点で非常にひどい処理の仕方をしています。基準地震動のことから外れますが、全体的な印象として私が思うのは、住民側は、たくさんの科学者の方が協力してくださって、いろんな具体的な問題点を指摘しています。それに対して、結局、裁判所はまともに答えることができない。裁判所自体が追いつめられている。それで、論理矛盾もいとわず開き直るしかない。こういう形の判決しか出せない。内容的には非常にひどい判決ですけど、それは、裁判所がそれだけ追いつめられていることの現れなんだという印象を受けました。

最近、国会で、情けない官僚の姿がテレビで写されますけど、それと同じような印象で、今日の裁判官を見ていました。「司法よ、お前もか」というのが率直な印象ですけども、しかし、これを突破して行くしかない。「今後も我々が粘り強く運動と裁判を続けていくしかない」と決意を新たにしています。

◆赤松純平さん

*編注：地球物理学。京大防災研究所元助教授。
本裁判では「意見書」作成に協力いただいている。



基準地震動というのは、震源の問題、伝播経路の問題、そして、サイト特性の問題が絡んでいます。私はサイト特性＝地盤のことについて、規制委員会に関電が出した資料、規制委員会の

議事録などを調べて、何か問題点がないかということを見てきました。

関電は、調査をやっているいろんなデータがあるんですが、そのデータをかなり恣意的に解釈している。あるいは、都合の悪いデータはきちっと解析しないでそのまま出している。そうすると規制委員会はそのまま関電の主張を鵜呑みにして通してしまっている。そういうことが議事録からうかがえます。そういうことを問題点として裁判所に意見書として出したんですが、今回、出てきた判決には、ぜんぜん盛り込まれていないようです。と言いますのは、大飯原発のサイトには、断層と破碎帯がたくさんあるんです。規制委員会で、断層とか破碎帯について、それが活動性があるか（それが動いて地震を起こすか）ということは詳しく調べたんですが、それがあるために、震源から伝わってきた地震波が影響を受けて異常震動を起こさないか、高周波の震動が増幅しないかなど、地盤の震動特性の観点からは全然調べていないのです。そういうことを指摘したんですが、それについては判決に無いです。

判決全文に典型的な面白いことを1つ見つけたので読み上げます。「現実には観察される地層がきれ

いに均質な水平成層構造を呈していることなどはかえって考えにくい」（判決文の111頁）。つまり、裁判所はその地盤が均質できれいな地盤ではないということを最初から認めているんです。認めているにも関わらず、その後で、「これをもって直ちに地下構造の均質さに疑義が生じるとは言えない」と、全く逆の結論になっています。我々、科学的な地盤調査をやっているものとして、こういう判断は絶対できないです。だから、何でこんな判断ができるのかという、裁判とはこういうもんかなということに驚いています。

◆笠原弁護士

火山灰については、まず、昨年（2017年）9月に規制委員会から「関西電力が想定する火山灰対策は不十分」という指摘がなされ、鳥取県の大山火山に由来する火山灰が、大飯原発と火口から等距離になる京都市の地点でどのぐらいの層厚なのか問題になりました。政府研究機関に在任する山元孝広氏が「30cm ぐらいの層厚ではないか」という見解を公表しています。関西電力は「最大10cm」という想定です。また、原子力規制庁が今年の3月に「だいたい26cm ぐらいで、関西電力の想定は小さすぎるのではないかと」言っています。この判決では、原子力規制庁がそういう指摘をした事実を認定しています。そうであれば、伊方最高裁判決の基準を前提としても、関西電力の火山灰想定が不合理となるはずですが、ところが判決では、原子力規制庁が「見解を公表したことがうかがわれるが、これはあくまで可能性を示したにすぎない」と言っています。関西電力を始め大飯原発の安全に関わるすべての当事者は、可能性が有るか無いかを想定して対策をとるの



です。なお、関西電力は予算の範囲内での対策です。この「可能性…にすぎない

い」から切ってしまうというのは、有り得ないことで、すべての当事者が驚くことです。

◆島田弁護士

原告団・弁護団の声明を発表します。

(本号の11頁に全文掲載)

メディアとのQ&A

Q：上告などの今後の方針をうかがいたいのですが。

A（島田弁護士）：その点については、今後、原告と弁護団で十分に話し合って決定することですので、現時点でとくに申し上げることがありません。

Q：2点おたずねします。控訴審では、証人尋問が却下されるとか、裁判官3人の忌避を申し立てても却下されるとかがありました。裁判所の訴訟指揮について思うところをお答えください。もう1点は、判決要旨の中に「原発を禁止する事は大いに可能であるが、それは司法の役割を超え、立法府・行政による政治的判断にゆだねられるべき」というような文言があります。このような表現に対して、今まで読んだことがあるとか、受けとめをお願いします。

A（島田弁護士）：まず1点目、訴訟指揮の問題ですが、福島第一原発事故の後、これほど事実を背向け、科学から目を逸らし、安全性に真摯に向き合わなかった裁判はなかったのではないかと思います。声明にもありましたが、私どもの主張は科学的で合理的なものでした。それを様々な専門家にご指摘いただいております。もっと審理が続いていればもっと危険性があきらかになった。それを裁判所は恐れて、通り一遍の形だけの審理におさめておこうと、アリバイ的に島崎さんの証言だけは受けました。けれども、一切それについて裁判官からの質問はありませんでした。あの証言は聞いていても分かりやすかったし、非常に大きな問題点を指摘していました。にも関わらず、裁判官からの質問はなかったわけです。あの

証言というものを裁判所はセレモニーにすぎないものとして位置付けていた、この判決内容はそのことを証明してしまいました。そういう意味で、この訴訟指揮のあり方について、国民に対する責任を放棄する不誠実なものであったと思います。

2点目の「政策的には原発を廃止する事もあり得るだろう」という指摘、珍しい指摘だと思います。これが完全なリップサービスにすぎない事は、判決の内容からして明らかです。安全性の問題を法廷の場で明らかにしていくことが国民に対する責任であるにも関わらず、これを放棄しておいて、国民にそのボールを丸投げするというまったく無責任な内容です。

A（河合弁護士）：2点目についてです。わたしは原発ゼロ自然エネルギー推進連盟（原自連）の幹事長をしています。その団体は今年1月に、原発ゼロ自然エネルギー推進基本法を国会に提案しました。私たちの考えは、「原子力法制が『原子力産業の健全な育成』なんて言ってるからいけないんだ、日本から原発を根本的に無くすには、『原発はもう作ってはいけない、運転してはいけない、自然エネルギーは推進する』という法律を作れ」ということです。

今日の判決は、「福島原発事故の深刻な被害の現状等に照らし、我が国のとるべき道として原子力発電自体を廃止、禁止することは大いに可能である」と…。結構でございませぬ。高裁の裁判長も「そういう法律づくりをやりなさい」と言ってるんだから、大いにやりましょう。

ただ、この判決の中ではリップサービスだけです。「でも、そういう法律できていないよね。その現状では、専門家が原子力基本法、原子炉等規制法、その他の下位法規、新規制基準を運用してやってくれるんだから、よくわからないことは全部その判断に従ったらいんだ」という司法の判断回避の口実、逃げ口上のために言っています。

脱原発の闘いってというのは、裁判所の中でやる闘い、外でやる闘い、いろいろあるわけですけど、中ではやはり安全論争をしながら、外では立法運動も

やっていくということもしなければならぬと考えています。

Q：今回の判決は、福島原発事故後に初めて高裁が出した判決ですけれども（編注：仮処分を除く。）、今後、他の全国の裁判へどのような影響がありますか。

A（河合弁護士）：「ああ、こうやりゃいいんだ。こうやれば、立法のせいにして裁判所は判断を回避できる」という手本を示しました。「なるべく逃げたい、波風立てたくない、出世したい、原発推進のマスコミから叩かれたくない、最高裁からにらまれたくない」そういう裁判官には、「こう書きゃいいんだよ」という手本を示したような判決で、最悪な判決だと思います。だから全国の裁判官が、この判決に見習わないことを心から祈ります。

判決は「法律でそう決まってるんだ、専門家がそれを運用してるんだ、それ信用するしかない」と言っています。「そりゃ違うでしょ」です。しかも、さっき井戸さんが言ったように、「災害の防止上支障がない」という現行法上の規定すらも破っています。その辺を、「これでは裁判所なんて要らないね」、「三権分立だったはずの自分達の首絞めてんだよ」と、メディアは批判的に報道してほしいと思います。

Q：声明の中で「県や国に対して運転停止をするよう強く求める」とありますが、今後どういうふうな活動をしますか。

A（島田弁護士）：今回の判決の特徴は、突きつめて行けば、裁判所はもはや、原発の危険性ということを否定はできないということです。今回の判決は短いですよ。四年にわたる裁判のなかで、これだけしかなかったの？という、国民から見たら怒られるような短い判決です。こういった中身しか書けないという状況に裁判所は追い込まれた、我々のやってきたことの正しさを裏返しで認めているような判決になっていると思います。我々は引き続き原発を止める、そして安全な地域を守るために活動していく、そういうことについて、上告するしないに関わらずやっていきます。

Q：一審判決は新規制基準にとらわれず、「万が一の危険があれば差し止める」判断を示しました。今回は、新規制基準が合理的かどうかというところへ判断枠組みが戻ったと思います。それに対して、問題だと思う点をお聞かせください。

A（井戸弁護士）：立証責任については本来的に原告にあるけれども、被告が合理性を主張立証すべきだという伊方最高裁判決の枠組みを、この判決は一応使っています。ただ、個々の判断内容は、例えば、火山灰の層厚 26cm が「可能性にすぎない」と言います。原子力規制委員会が 26cm を認めているわけですから、「それを前提に対策をとらないと危険なんじゃないの」と誰もが思います。だけど「可能性にすぎない」と言って蹴っている。電力会社側に立証責任を負わせていることの実質的な意味がないです。他の問題でも一緒です。総論では被告側に立証責任を負わせるようなことを言っているが、中身では、それに値する判断を全くしていないことが問題です。

Q：声明の中で大阪高裁の高浜原発差止め仮処分決定のことを書いておられます。先日、伊方の枠組みの中でも「伊方モドキ」のような福島事故以前のような判決の枠組みがあると聞きました。福島事故を経て、こういった枠組みを使っていることに対してのご見解をお聞かせください。

A（井戸弁護士）：福島事故の前と後では、原発問題についての局面がまったく変わってしまったので、福島事故前の伊方の枠組みを使うということ自体が間違いだと我々は思っています。

福井地方裁判所の樋口裁判長他の裁判体が、福島事故後にふさわしい、伊方の最高裁判決に全くとらわれない独自の考え方を示したわけです。だけど、その後の判決・決定は、大津地裁の高浜原発仮処分決定はかなりプラスしていますが、伊方の枠組みに基本的に従って判断してきました。一方で、伊方の枠組みに批判される点がいろいろあったのに対して、それを緻密化しようという動きがありました。それは、福岡高裁宮崎支部決定（編注：川内 1,2、

2016年4月)を最初にして、その後、それに続いた下級審判決がいくつか出ました。伊方の枠組みの今まで誤りだと言われていた所は是正していこうという動きがあったのです。それを無視して、福島事故前から一步も進んでいない枠組みを採用したのが、大阪高裁の決定(編注:高浜3,4、2017年3月)でした。今回の判決は、大阪高裁の決定とも少し違うんですが、この枠組み論にあまり関心を示していません。伊方の最高裁判決をさらっと引用しているだけですが、中身的には引用したそれに見合う判断をしていない。判決自体が非常に簡単だという話がありましたが、総論も簡単だし各論も簡単です。要するに深く考えていない、正面から取り組もうという姿勢が感じられない、そういう判決です。

Q: 判決全文の64ページで、科学論争について「裁判は学術論争をする場でないことはもちろんであり、いたずらに自然科学の分野における論争や対立に介入すべきものではない。」と書かれています。この部分をどう受けとめておられますか。

A (井戸弁護士): ここはひどいところですよ。規制委員会の基準や合理性の判断についていろんな意見があるわけです。だけど「規制委員会が決めたことが合理的だ」と言っているだけなんです。最初の方で「規制委員会の判断が合理的かどうか判断する」と言っておきながら、しかし、「その規制委員会はいろんな科学者が集まって一定の時間をかけて審査したんだから合理的だ」と言ってます。「学術論争を裁判所は判断しない」と言っておいて、結論としては、「いろいろ少数意見とか異論は出るけれども、その結論は合理的だと判断すべきである」、「規制委員会が『合理的だ』と言ったら合理的だ」と言っているだけなんです。司法の役割を放棄している。「これじゃ裁判所は要らないね」ということを端的に示している部分だと思います。

Q: 上告するかどうか、これから原告の皆さんが検討されるということですが、上告の可能性は十分にありうるのですか。

A (河合弁護士): 私たちは白紙で判断をしようと思

っています。ただ、今の最高裁の体質はどうか、政権の影響力が最高裁に及んでいるか、この世の中が付的な社会になっていないか、いろんなことを考えないといけないです。運動論を踏まえて、また、今の社会がどうなっているかも踏まえて、戦略的に考えないといけない問題だと私は思います。

A (島田弁護士): これほどひどい判断が福島の事故後にあるということ、私ども予想しなかったです。その背景にあるのは最高裁の様々な動きであり、最高裁裁判官が実質的には首相によって選ばれるようになってしまったことがあります。以前は、最高裁の推薦で採用される仕組みだったのが首相が実質的な選任権を持ってしまったこと、そういったことが影響しているだろうと考えます。そういった中で最高裁に上告していくのかどうか、これは慎重に考えなければいけないと、私も認識しています。

Q: 今回の判決を受けて、これまでなさってきた裁判所前行動などを今後どう行うおつもりですか。

A (中畠哲演代表): 今日に至るまで、法廷での公判だけじゃなくて、裁判所の外で市民に訴え、原告や裁判の会のサポーターの皆さんと一緒に法廷の外での世論を少しでも高めるような行動をしてきました。でも、こういうお粗末な判決をいま見ているということは、まだまだ私たちの運動が足りてないのかなという思いもあります。

それと、福井地裁や大津地裁の判決が出た時期と社会的な背景の違いですね。福島の事故からまだ間もない頃は、法廷の外の世論と運動はすごく盛り上がった。そういう中ではめったな判決を出したり、規制委員会にしても、安易なゴーサインを出せなかったと思うんです。ところが最近、5年~7年経つ中で、世論の衰退・風化が進んでいることも、残念ながら否定できないわけです。

そのことが、大阪高裁にしる、今回の金沢の高裁にしる、「こんなことをやったって、騒ぐのは限られたマイナーな勢力」になってきている中で、「大丈夫なんだ」というような変な見透かしをしている面もあるのかもしれない。

ただ、フクシマ以降今日に至るまで、あらゆるアンケートの回答結果の中で常に、再稼働に対して賛成よりも反対がいつも倍以上です。健全な世論として潜在的にそれがある。どう表に出して顕在化していくかっていうことが大事な時に来ています。

それから国会レベルで、一党派だけではなくて四党派の共同で「原発ゼロにしよう」という法案が国会の議論の俎上にのってきたということ自体、大きな前進だと思っています。一見、風化・衰退しつつあるように見えるような私たちの反・脱原発運動を、そういう大きな流れと結びつけた形でどう展開するか、みなさんと一緒に意見を交換し、実際の行動をしていきたいです。

関西でも、関電を包囲する集会をさっそく8月末にはやろうという計画もあります。広汎な地域、団体、グループの皆さんも、ぜひ結集していただきたいと思います。そういう動きが、国会や政権、安倍政権や今の国会の多数派のおどっている動きに対しても、大きなブレーキになるような運動に広がってほしいと願っています。

■ 判決に対する抗議声明文

名古屋高裁金沢支部による大飯原発訴訟控訴審不当判決に抗議する声明

2018年7月4日

大飯原発福井訴訟原告団

代表 中 島 哲 演

大飯原発差止訴訟福井弁護団

団長 島 田 広

1 名古屋高等裁判所金沢支部は、2018年7月4日、福井地方裁判所が2014年5月21日に言い渡した、関西電力株式会社に対し大飯原子力発電所（以下「大飯原発」）の3号機及び4号機の原子炉について運転差止めを命じる判決（以下「福井地裁判決」）につき、原判決を取り消し、住民らの請求を棄却する不当判決を言い渡しました（以下「本判

決」）。

2 福井地裁判決は、生命を守り生活を維持する利益を日本国憲法が保障する人格権の中核部分として位置づけ、これらがきわめて広汎に奪われる原子力災害の具体的危険が万が一でもあれば、原発の差止めが認められるのは当然、という判断を示しました。「豊かな国土とそこに国民が根を下ろして生活していることが国富であり、これを取り戻すことができなくなることが国富の喪失である」と語る判決の言葉は、現在もお癒えることのない福島第一原発事故の被害に真摯に向き合いう倫理的な問いかけであり、人権を守る砦としての裁判所の責務に忠実に原発の安全性を厳しく審査した同判決は、国内外で多くの共感を呼びました。

しかし、関西電力や原子力規制委員会は、原判決の指摘を真摯に受け止めることなく、控訴審の審理中にもかかわらず遮二無二大飯原発の再稼働を強行しました。「第二のフクシマ」をまたなければ、関西電力をはじめ、立法府も行政府も、廃炉・脱原発を決断できないのか？とさえ思わせるような、愚かな原発再稼働が進むこうした中で、司法が国民の期待に応え、再び原発の安全性を厳しく審査するのか否かが、注目されていました。

3 審理の過程の中で、関西電力は、住民側が提起した疑問点にはまともに答えようとせず、また、安全性に関する関西電力の主張の根拠となる、基準地震動の算定や地盤調査に関する生データの開示を、一貫して拒否しました。その態度は、自らの基準地震動策定や安全審査について裁判所が科学的に再検討を行うことを妨害しデータ隠しに終始する、きわめて不当なものでした。

4 こうした関西電力による不当なデータ隠しにもかかわらず、裁判の中で次々に大飯原発の危険性が明らかになりました。

（1）島崎邦彦・元原子力規制委員会委員長代理が、2017年4月に証言し、基準地震動策定の際に用いられる入倉・三宅式は、過去の地震データがない大飯原発で用いると、基準地震動の大幅な過小

評価になることを、過去の複数の地震の科学的検証結果をもとに指摘し、政府の地震本部のレシピ改定にしたがった、より科学的で安全側に立った計算方法をとるべきであると指摘しました。

島崎証言の指摘は、額縁一起東京大学地震研究所教授も繰り返しこれを支持しており、きわめて信用性の高いものでした。

(2) 物理探査学会元会長である石井吉徳氏はじめ複数の同学会関係者や、元京都大学防災研究所助教授の赤松純平氏が、関西電力の地盤調査がきわめて不十分で、しかも不十分な調査の結果すら関西電力の都合のよいようにゆがめて解釈されており、大飯原発の地盤は関西電力の想定より軟弱で、地下には断層の存在さえも疑われることを指摘しました。

関西電力の安全設計が、基準地震動の計算方法に加え、地盤調査でも、基準地震動の大幅な過小評価を引き起こす重大な欠陥のあるものだったことが明らかになったのです。

(3) さらに最近、原子力規制庁が、大飯原発の大山噴火に伴う火山灰想定が過小であると指摘し、関西電力による火山灰想定欠陥が明らかになりました。

このように、島崎氏の勇気ある証言を端緒として、①被告の地盤調査の問題点、②基準地震動の過小評価、③安全審査の欠陥など、生データの提出や各専門分野の有力な証人尋問によって解明する必要が生じており、これらの大飯原発の危険性について、住民側は複数の科学者証人の証人尋問を求め、法廷の内外で、審理を尽くし事実を解明するよう裁判所に繰り返し求め続けましたが、裁判所は、2017年5月に原子力規制委員会が大飯原発を安全審査合格とするや審理終結を急ぎ、基準地震動の計算方法や地盤調査という、まさに原発の安全性の根幹に関わる重要な問題も含め島崎氏以外の証人全ての尋問を「必要性なし」として拒否し、強引に審理を終結するという暴挙に出ました。

5 本判決は、関西電力が基準地震動を策定した経緯や安全審査の過程について、関西電力の主張をそ

のまま引き写したかのような通り一遍の認定をし、それだけで、関西電力による安全性の証明はなされたものと認めました。これは、関西電力には、上記のような重大な疑問点に答える義務はないというに等しい、不当な判断です。

一方で、本判決は、住民側に対し、高度の具体的危険性を立証するよう求め、しかも、自ら住民側が請求した証拠調べを軒並み却下して立証手段を奪っておきながら、具体的危険性の証明がないなどとして、原判決を覆しました。

こうした判決内容を踏まえ、控訴審の経過をひと言で言えば、原子力規制委員会の安全審査の結果さえ出れば、裁判所は、自ら主体的に原発の安全性を審査することなく、住民側の立証手段を奪ってでも強引に審理を打ち切ってこれに追従するだけだった、ということになります。

これは、もはや裁判ではありません。

福島の被害に背を向け、「見ざる、聞かざる、言わざる」の態度で行政追従を決め込み、あたかも「関西電力のサーヴァント（召使い）」（審理終結後の記者会見での中嶋代表の言葉）であるかのごとく、住民側の裁判を受ける権利を奪った不当な「裁判」に対し、満腔の怒りをもって、強く抗議します。

6 本判決は、行政追従を急ぐあまり、多数の事実誤認や論理破綻を犯しています。

(1) 判断枠組みについて、いわゆる伊方型の判断枠組みを採用しながら、関西電力に求められる安全性の主張立証については、ほとんどその主張通りの認定に終始しており、先の高浜原発差止仮処分において大阪高裁が示したと同様の、電力会社寄りの事実認定となっています。

(2) 基準地震動に関して、本判決は、地震の予測は正確に行うことができないことは疑いがなく、全国的な観測網の整備が進んでから蓄積されたデータが少ない、クリフエッジとされた基準地震動の1.8倍を超える地震動は将来来ないとの確実な想定は本来的に不可能、との原判決の指摘はいずれも正当と認めています。そうであれば、それだけ

で、現在の基準地震動では本件原発の安全は到底確保できず、具体的危険の存在を認めた原判決は維持されるはずでした。

ところが、本判決は、それは政策的な選択に委ねられるべきで、司法判断としては、「最新の科学的、専門技術的知見に照らし、その想定が合理的な内容となっているか否か」を問題とすべきだとして「クリフエッジとされた基準地震動の1.8倍を超える地震動」の可能性があっても、その想定は合理的なものでありうるかのごとき判断を示しています。

電力会社の安全設計が完全に崩壊するクリフエッジを超える可能性があるとしても、具体的危険はないというという判断は、恐るべき安全軽視であり、そもそも司法審査を放棄したとしか言いようがありません。

(3) 本件訴訟の中心争点となった、大飯原発の基準地震動の著しい過小評価を指摘した島崎証言については、同証言が指摘する、関西電力の行った調査がきわめて不十分で、かつ、基準地震動の過小評価は関西電力の言うところの「保守的な評価」「不確かさの考慮」ではカバーしきれないほど大きなものであることを完全に無視し、きわめて抽象的に、関西電力の主張通りに、関西電力の想定が保守的であると認めています。真摯に基準地震動の合理性を検討しようとする姿勢は微塵もありません。

(4) 地盤調査について、原子力規制委員会の審査ガイドでは、敷地地下の地層が水平かつ成層でなければ、3次元的な評価をしなければならないのに関西電力がこうした調査をしていないことについて、本判決は、そもそも地層が均質な水平成層構造物を呈していることなど考えにくい、という乱暴な認定をしました。そうであれば、審査ガイドにしたがって3次元的な評価をしなければならないのに、それをしていない関西電力の調査の不十分さについては、完全にこれを無視しています。

また、一審原告らが指摘した低速度層（軟弱地盤）の存在や、断層等の存在を示す回折波の問題については、いずれもその評価が判然としない、明ら

かでないという曖昧な判断に終始しています。裁判所が判断できないと考えるのであれば、一審原告らが求めるように、関西電力の生データを提出させ、科学者証人の尋問を実施し、審理を尽くすべきでしたが、そうした審理を一切放棄して、上記のような曖昧な判断をくり返すのは、司法の責任放棄としか言いようがありません。

(5) 大山噴火に伴う火山灰想定について、原子力規制庁が関西電力の現在の想定10cmを大きく超える層厚26cmの層厚を大飯原発とほぼ等距離の地点に認めたことに触れつつも、それは単なる可能性に過ぎないなどとして、関電の想定が信頼できるとしている点も、火山の危険性を著しく軽視したものと いえます。

(6) 法的にも、「安全」であるかどうかの判断基準として、福島原発事故の経験を踏まえて「危険性が社会通念上無視し得る」かどうかという規範を定立していますが、現在のわが国の地震学の最も権威ある学者2人が基準地震動の計算方法の誤りを指摘し、元物理探査学会長を含む複数の学者から数々の地盤調査の問題点を指摘され、原子力規制庁からさえ火山灰想定 of 過小評価を指摘されている大飯原発の危険性が「社会通念上無視しうる」とは、到底いえるはずがなく、判決の論理は完全に破綻しています。

7 行政に追随し、住民側の裁判を受ける権利を奪ってまで強引に判決をし、形式的には福井地裁判決を覆しても、かかる裁判とはいえない不当な判決によって、福井地裁判決の正当性は、いささかも揺るぐものではありません。また、福井地裁判決が指摘し、控訴審の審理の中でさらに明らかになった大飯原発の危険性に対する市民の不安は、払拭されるどころか、ますます深まらざるを得ないでしょう。

私たちは、関西電力と国及び福井県に対し、同原発が抱える根本的な危険性から眼をそむけることなく、直ちに同原発の運転を停止するよう、強く求めるものです。 以上

■ 判決に対する声

*判決当日の報告・記者会見前、そして記者会見後の参加者からの発言、さらに後日寄せられたコメントを整理しました。各地の様々な方々がこの訴訟に関わり、応援してくださいました。そのすべてを紹介できないのが残念です。

◆ 司法の責務は何处へ？

浅田正文さん

(原告、福島原発事故被害者・避難者。後日、寄せられたコメントです。)

7月4日の名古屋高裁金沢支部の大飯原発控訴審を傍聴した。崇高な樋口判決を棄却し、貧相な内藤判決であった。フクシマの教訓は何处へ消えてしまったのだろう。私たちはフクシマから多くを学んだのではなかったか。200万人福島県民をないがしろにしたとも言える判決。安全神話！

田中前規制委員長は機会あるごとに「規制基準に適合しているか否かを審査しており、安全を保証するものではない」と発言してきた。規制委は技術的な審査が主な役割なのだろう。避難計画・使用済み核燃料処理・世代間責任は誰が審査するのか。だから私たちは規制委と異なった大きな視点を司法に期待し、穏やかな生活、人権、真の国富、など、命を根本に据えた判決を求めているのだ。

内藤判決の要旨には「(再稼働は)司法の役割を超え政治的な判断に」「危険性は社会通念上無視しうる」「具体的な危険性はない」「法令違反はない」「規制委判断に不合理はない」など責任逃れの文言のオンパレード。司法の責務は何处へ失せてしまったのだろうか。司法の責務を放棄したともいえる内藤判決、憲法違反？ 怒りの言葉も見つからない。

ここまでは感情の高ぶりに任せた記述。さて今後私たちは上告するか否か？ それぞれのマイナス面を冷静に考えなければならない。

上告した場合は、①現在の最高裁では原告が99.9%敗けると予想され、大飯原発に留まらず他の

裁判への計りしれない影響が出る、②最高裁判決がお墨付きを与え推進側に力を与える ③労力・時間・費用を確保できるか、などの問題があり、上告断念の場合は、①内藤判決を甘んじて受け入れたことにならないか。それは権力への追従を意味するのではないか、が最大の問題だ。

私の頭の中では、このまま引っ込んでではないという気持ちと、最高裁で敗訴になった場合の脱原発運動への計りしれない影響の大きさが行ったり来たりしている。決めかねている。苦しい。以上
(2018-07-12)

◆ 判決を受けてのメッセージ

田中徳雲さん

(原告、福島原発事故避難者。後日、寄せられたコメントです。)

皆様、これまでのお働き、本当にご苦労様でした。私は福島からの参加でしたが、志を同じくする先輩方、お仲間に関われ、共に闘うことができて、たいへん力をいただきました。

高裁の判決は、とても恥ずかしいものです。一審判決が「司法は生きていた」なら、二審判決は「飼いやられた」でしょう。司法だけではなく、あらゆる特権、利権階級が、飼いやられて隷属していく姿。今、私たちに大切なのはどう生きるかの哲学だと思います。しかし、相手の心を変えることは容易にはできません。自らを磨き、高め、己を越えていきましょう。決して諦めずに、行動を続けながら、自らの生活を顧みて「祈る」ような、魂を磨いていく行為が大切だと思います。私たちの師、中嶋哲演老師に習って。

判決文は海外にも発信した方が良いと思います。樋口判決との比較など、私たちは諦めずに、したたかに闘い続けることが大切だと思います。

意見陳述の際にもお伝えしましたが、福島原発事故後のこの状況下で、活断層の上にある原発の運転の是非を問うたり、誰かのジャッジを伺ったりなどは、もはやナンセンスだと思います。時代遅れ感が

強いです。

原発事故から 7 年が経った福島は、避難指示が解除されたとはいえ、子育ての場などではなく、戦場だと思っています。この過ちが繰り返されないように、ちゃんと声を出して、祈り、行動していきましょう。みなさま、今後とも力を合わせ、地球と共に美しく進化する道を選んでまいりましょう。ありがとうございました。

◆ 誰が私たちの暮らしを守る！？

福島原発事故避難者 KM さん

原発賠償関西訴訟の原告です。法廷で判決を聞くことができました。およそ法廷の言葉とは思えないような、裁判長が自信無さ気におどおどしながら、語尾に「ね」を付けるんです。「自信は無いけど、今の時代にこれを書くのが私の役割だ」というような「仕方が無いんだ」と言わんばかりに、句読点のように「ね」を付けながら読む判決要旨というのは情けないです。使い古された言葉ですが、「付度判決」としか言いようのない判決でした。こんな負けようがあるのかと耳を疑いました。高等裁判所の裁判長が「福島原発事故の深刻な被害の現状等を見ると…（原発をすべて止めることは）…大いに可能であろうが…もはや司法の役割を超えた…」等々と続けていました。

人々の暮らしや権利が奪われていくのをどう止めて、どう守っていくのかが司法の役割だったはずで、私たちの暮らしが奪われ、先祖伝来の土地が汚され、漁民は海を失い、私たちは彷徨っています。賠償をしようとしてもしないのが東京電力です。そういう実態をつぶさに見て、国民の幸福の追求を守るのが司法ではなかったのか。あんたがそこで「司法の役割ではない」と言う、私たちの暮らしって何なのか、本当に情けなくて、こんな自信の無い判決でもこの国の判決として残っていく、この情けなさに泣けてしかたがなかったです。「こんなことがまかり通る国なんだ。私たちの 8 年の苦労を誰も見ていない。司法は何とも思っていない。同じ苦労をする人

がいまに出る」。それなのに、いま止めることができることを彼は投げ捨てました。「内藤さん、あなたは福島で暮らせますか」と言いたいほどでした。

でも、これから立ち向かっていきたいと思えます。蟻が這うように私たちが地道に動いて、（原発を維持するもの）一つひとつを打ち崩していきたい。

「それしかねんではないかい」と思いました。がんばりましょうね。「負けるわけにはいかねえぞ」と思います。

◆ 勝利の方程式は！？

福井県小浜市在住 原告 SK さん

判決要旨にある「もはや司法の役割を超え…行政政府による政治的な判断に委ねられるべき事柄」って、何ですかこれは。あなたは司法を自分で放棄しているでしょ。「民主主義って何なのか」というようなことが、ほんとに悔しくて悔しくて、絶対に許せません。福島はまだ事故の真っ最中です。炉心のところに入ったロボットだって壊れてしまうし…。いま真っ最中のそのことを何にも考えないで、こういう無責任なことを言う裁判官は絶対ゆるせません。私は沖縄の人から、勝利の方程式は「決してあきらめないこと」だということを学びました。裁判所の正面で河合弁護士さんが言われたように、ほんとに勝利するまで粘り強くがんばるしかない。皆さん、一緒にがんばりましょう。

◆ 仮処分を訴えている！

京都府南丹市在住 KM さん

大飯原発から 30km 圏内の京都府南丹市に居ます。南丹市美山町は過酷事故が起きれば「全町避難」になる地域です。4 月の市長選挙で市長が変わりました。新市長は、避難困難地域が広く存在することを認め、安定ヨウ素剤の事前配布が必要であるという認識を持つ人です。いま「社会通念上」で「事故は起きる」ということがこんなふうに広く共有されていく過程にあります。

実は、昨年 12 月 25 日に大阪地裁に対して大飯原

発3,4号機の稼働差止めを求める仮処分を申し立てました。7月9日第3回審尋は、裁判所の要請によって、裁判所の質問に対する回答を債権者、債務者の双方がそれぞれ1時間半で行います。今日の判決にある「高度に…科学的、専門技術的な…判断」などという空文句ではなくて、大阪地裁からはもっと踏み込んだ内容の質問が出ています。いま質問書を公開できませんが、この仮処分においては、今日の空虚な判決を打ち破るような前進を獲得していきたいです。審尋自体は非公開ですが、論点は地震動の過小評価一本に絞って、この金沢で島崎証言が行われた、まさにその内容を仮処分申立ての柱に据えて、ただ1点で争うというものです。

「地震動の過小評価については問題ないんだ」というとんでもない今日の判決ですが、その他にも、これは大阪の裁判では争いませんが、火山灰問題で関西電力が10cmの層厚で審査に合格していますが、規制委員会は26cmの層厚になる降灰があったことを認めています。審査をやり直さなければならぬのは理の当然です。更田委員長は、「急ぐことではない」と言って再稼働そのものを止めず、のんびり関電の言い分を聞いて審査を行おうという姿勢です。この判決文はいろんな意味ででたらめです。それを徹底的に暴いていくための闘いをもっと強化していこうということを誓い合いたいと思います。

◆「判決は間違っています！」

大阪府高槻市 原告 MKさん

再三「審理を尽くせ」と言ってきたのに、それに応じなかった内藤裁判長が、どういう判決を出すか、あらかじめ想像できましたけれども、あれほどひどいとは思わなかったです。

私たちが、フクシマを経てやっとたどりついたのが樋口判決です。私たちが許容できる判決は樋口判決、そこから一步でも変えたくない。もし変えられたら、廷吏に束縛されて退場させられてもいいから私たちは声をあげようって、同じく原告でお隣に座ったIさんと相談してたんです。

「原判決を破棄し・・・」と言った瞬間、「もう、しゃべろう」って決めて、私は「はい！」って手を挙げて「あなたの判決は間違ってます！」。Iさんは「茶番だ！」って言って出ていっちゃいました。

私が今まで参加した法廷では、感知されると廷吏がば一つと寄ってきて強引に出しちゃう、そういう経験を持っているんです。あんなに言わせてくれる裁判長は初めてで、面食らっちゃいました。どれだけ言っても束縛されない。みんな声を上げました。裁判長はほったらかし。あれはよっぽど自信がなくて、あらかじめみんなから非難されることを想像してたから、一刻も早く読みあげて逃げ出そうと考えていたのだと思います。

今日は数秒遅れて傍聴抽選券をもらえなかった人が3~4人いたようです。裁判所職員に「これを貴方たちに命令してる上司は誰なの？」って聞いたら、結局、内藤裁判長が「傍聴券を時刻になったらきっかり止めて、1秒でも遅れた人には配らない」と決めたそうです。本当に今日は、内藤裁判長の姑息な人間性をまざまざと見る事ができました。

◆内藤さんは西川さんと似てる！？

福井県福井市 SMさん

私は傍聴席の2列目で聞いていました。やっぱり、自信の無い裁判長、信念の無い判決と感じました。いま福井県は県議会の最中ですが、西川県知事に「福島で東電が第二原発を廃止すると決めましたよ。福井県と一緒に原発を推進してきた福島県が原発ゼロになることについて、あなたはどう思いますか」と質問したら、全く答えないのです。そういう点では、内藤裁判長にしても西川知事にしても、本当の信念を住民の前で堂々と語ることができないと感じました。これからは皆さんと力をあわせて頑張っていきたいです。

◆裁判官だって危険だと思っている！

福井県福井市 YYさん

判決要旨しか見てないですけど、私は、今回の

判決は行政に対する付度だと思います。いろいろと「危険がある」と言っているのは、それと保身ですね。何かあったときには「裁判所はこういうことを言ったよ」、「でも、規制委員会が決めてるんだから法律上は仕方ないよ」です。裁判官は自分では原発は「危ないんだな」と思っているから、原発が危険だということは何回も言ってるんです。では、何で差止めにならないかという付度なんです。非常に残念ながら、今の日本は三権分立が十分でない。それなら、政治を変える以外に反原発にならないかもしれないという気がしました。

河合弁護士：国民の7割くらい原発反対なんだから、脱原発法を本気で取り組んだら、いい線に行く可能性があるんです。例えば河野太郎さん、今は口をつぐんでるけど、強烈な反原発なんです。彼の反原発『理論』は、事故起こるからじゃないんです。原発は毎日運転することによって使用済核燃料がたまる、それを後世に押し付ける、そのことだけは絶対確実なんです、それがダメなんだという『理論』なんです。

そういう人は保守派の中にも沢山いるわけです。だからそういう人も巻き込んで運動をやれば、良いところまで行くかもしれない。いままで法律を上程してないから、国会でもともに議論されたことがないんです。ついに上程しました。原発が国会で論争になり、次の選挙で初めて主要争点になる。

ぼくは脱原発の闘いというのは、裁判だけじゃダメだと思ってるんです。裁判は確かに利点がある。とくに仮処分で勝ったら翌日から止まる。今日みたいに法廷があるたびにみんな集まって運動する。裁判は必ず結論が出るから、立ち消えない。運動の方法としてはすごく良いんです。

でも、もっと根本的に最終的には政治で勝つ、政治で脱原発が多数を占める国会を作る、そうすれば本当に後戻りできない脱原発になるんです。僕らはいろんな闘いをしなくちゃいけない。

その脱原発戦線のなかで、今日は一つのマイナスのことが起きたけど、でも目の前のことに一喜一憂

しないで前へ進んで闘い続ければ、いつか厚い壁が、ある日突然ガラガラって崩れるんです。諦めずにいろんな闘いをしながら押して行こうと思います。

◆「社会通念上」の乱用や止めて！

福井県おおい町 MS さん

法廷に入ったので、一言コメントします。良い判決は私も期待してなかったですが、とにかく判決になってない判決。もう裁判じゃないなという印象を持ちました。そして、川内原発とか玄海原発とかそういう判決がありましたけど、「社会通念上無視される程度の危険」、逃げ道をそういうところに持ってきたということで、誰でも考えそうな論理で「今頃そんな論理を立てるのか」と拍子抜けしました。

これは非常に残念な判決だと思いながら聞いていましたが、途中でなんか笑えてきました。まともに聞いておれない。法廷にいなかった人はどういうことかわからないと思いますけど、裁判長が、自分で自信がないもんですから、なんとか平静に保って「読んでさっさと終わりたい」ということだけでやっているわけです。

そういうことで、内容は非常にくだらん内容で、私たちとしては残念な結果が、歴史上繰り返されていますけど、“欲”の世界が牛耳っていて人間を不幸にする原発政策ですから、宗教人としても「それを私たちは許しません」という声をあげていく、そういう闘いを続けて行きたい。負けても、負けても、しなやかに闘っていくことを言いたいです。

◆ 私たちが頑張って止めないと！

石川県金沢市 NT さん

そんなに期待できる判決が出るわけではないというのは分かっていたんですが、「まさか、これほどひどいとは…」というのが感想です。もう何人もの方からありましたけれども、つかえつかえ判決の要旨を読む裁判長の様子には、「情けない」というのか、あまり怒りの感情にならなかったです。やっぱ

り、「私たちが頑張って止めないと、原発って止まらないんだな」というのを感じました。

このごろ私が思っているのは、裁判の中では、「基準地震動」とか素人から見たら難しい話がいろいろ出てきます。それはそれですごく大事なことなんだけれど、今日みたいな判決が出たり、昨日、新しいエネルギー基本計画が、パブコメが締め切られて2週間しか経っていないのに、もう閣議決定されています。あの基本計画の中を読むと、書いている人が自分で何を書いているか分からなくなったというような滅茶苦茶な話を書いてあります。こういう状況の中で、私たちが何ができるかを考えた時に、チェルノブイリの事故にしても、スリーマイルの事故にしても、地震や津波に襲われたから大事故が起きたわけじゃなくて、原発自体が本当に危険なものだから、ああいう事故が起きているわけです。原発の危険性について基本に帰って、周りの人たちに話していくこと、それと福島事故の後に何年間か原発ほとんど無い暮らしを体験しているわけで、脱原発というのが可能であり合理的な選択なんだと言えるようになってるので、そういう基本的なことをきちんと言いながらやっていけば、必ず、原発に頼らない暮らしは実現するんじゃないかなと思っています。

◆ 静かなるファイトを！

福井県福井市 原告 AJ さん

まず、「判決朗読にちょっと時間がかかったかな」というのが結論です。かつて原告になった大阪の靖国裁判では15秒ぐらい。「原告の訴えを棄却する」と言うなり去ってしまいました（会場：笑）。今日は5分ぐらいだったです。

さっき司会者が「怒りの声をここであげて」と言われました。昔、私が高校を卒業する時に、校長が私たちに対して「静かなるファイト」ということを言ったんです。大きな声を出さずファイトを静かに心の中で沸々とたぎらせて事に向かっていくという話でした。私はこの「静かなるファイト」、ある意味で気に入ってます。

7月7日は1937年に盧溝橋の事件がありました。今年は6日と7日に東西本願寺の平和行動があります。今年は私、行けませんが、以前に「大きな声のシュプレヒコールは止めよう」と提案した先輩がいました。「坊主のかっこうでぞろぞろ歩くだけでも面白い」とも言っていました。京都の三条大橋で右翼の街宣車から「坊主はお経だけ読んでろ」と言われたこともあります。右翼ならまだしも、身内の坊主たちから「お経だけ読んでろ」と言われると、声を出したくもなります。まあ、今日の判決は、とんでもないひどい内容でした。

◆ 原発は「愚かな発電方式」

福井県福井市 原告 YF さん

故吉岡斉先生が福井でお話しされた時に原発というのは「愚かな発電方式」とであると説明されました。いま読みました判決要旨は、非常に愚かだと思います。今までの法廷で弁護団が、IAEAの5層のうち「規制基準は3.5層ぐらいしか満足していない」と主張していたんです。裁判長たちはIAEAの国際基準を十分にクリアしているかのような判決要旨を書いています。まったく勉強していないことが読みとれました。私たちが運動を拓けて、原発をなくす法律を作って、河合弁護士がおっしゃったように「わりと早くやれそうだ」と思います。

◆ 閑電の主張そのままの判決

福井県敦賀市 原告 YM さん

今日は「裁判官らしくないな」と思いました。弁論では意見陳述を行いました、話を聞かない人なんだと感じました。今日は彼が話をする段になって、ああいう自信無さ気な話し方と態度でした。

きっちり読んでませんが、判決の中に私が弁論で指摘したことに対する回答が書かれています。全く非科学的です。海底で深さ200m～300mしか調査していないという言い分に対しては、「この地域はもともとから安定した層が広がっている」というような非科学的なことが書いてあります。上林川断層の延長

の問題については、「それは活断層とは別の断層で関係が無い」ということが書いてあります。

関電の主張をそのまま書いていて、裁判所として検証していません。我々は検証するためのデータ提出を求めたわけですし、専門家の先生方の法廷での見解を求めました。にもかかわらず、それを実施せずこういう結論です。私は長いこと地質問題をやってきましたけれど、こんなひどい判決はないと思います。こんな判決に負けるわけにはいけないので、さらに闘志が湧いてきました。

◆ 裁判所は追い詰められている！

福岡県 椎島弁護士

（玄海原発訴訟の中心的弁護士さんのお一人です。控訴審になってから、ほとんど毎回、金沢まで足を運んでくださいました！）

福岡で玄海原発裁判をやっています。今日は久留米から若手の吉田弁護士と一緒に来ました。（拍手）私たちは樋口判決を高裁で守っていきたくて、これまでの控訴審では九州弁護団の誰かが参加してきました。今日はとても残念で悔しい結果でした。内藤判決は事実に基づかないで原発を正当化していくような判決です。それだけ追いつめられていることは運動の成果だろうと思います。ほんとに追いつめるまで闘わなければいけないです。

私たちは先日、第27次の提訴をして原告が10,300名になりました。8月に28次の提訴をする予定です。提訴をするたび意見陳述をして被害を訴えています。これから裁判の争点にがっぷり四つに組むことが、玄海原発裁判に迫ってきています。内藤判決も批判的に役立てていきます。

全国でいろんな運動をやっていくことこそが反原発の世論のけん引力になっていると思いますので、今後とも連帯をして頑張っていきましょう。

◆ まさか、これほどひどい判決とは！

「裁判の会」事務局長 嶋田千恵子

皆さま今日はどうもありがとうございました。結

果としては残念でした。あらかじめ予想していた事ではあったのですが、ショックはやはりありました。どなたも「まさかこれほどひどい判決が出るとは思わなかった」って、その言葉を今日いっぱい聞きました。

今日は広島で伊方3号仮処分の審尋がありまして、そちらは海渡先生が行ってらっしゃるのですが、向こうにこちらの状況をお伝えしました。「これは裁判じゃない、茶番だ！」と弁護団長が言ってました」と言うと、向こうからまたメールで「裁判官忌避しました」でした。

今日の判決を受けて、今後どうするんだという問題があります。7月8日午前に福井の「裁判の会」事務所で原告集会を行います。午後に「裁判の会」総会をします。原告集会と総会とどう違うかと言いますと、実は5月にやるはずだった通常総会が、のびのびになってましたんで、やっぱりやっておかないといけないということで、支援者と原告のみんなで話をすることをやります。今日はどうもありがとうございました。



■ 判決要旨

平成26年(ネ)第126号 大飯原発3、4号機運転差止請求控訴事件 【判決要旨】

1 原子力発電所の設備等について事故を起こす欠陥があり、周辺の環境に対して放射性物質の異常な放出を招く危険があるのであれば、どの範囲の住民が運転の差止めを求め得るのかはともかく、人格権を侵害するとして、当該原子力発電所の運転差止めを請求することができる。その一方で、現在の我が国の法制度は、原子力基本法、原子炉等規制法などを通じて、原子力の研究、開発及び平和利用の推進を掲げ、原子力発電を一律に有害危険なものとして禁止することをせず、原子力発電所で重大な事故が生じた場合に放射性物質が異常に放出される危険などに適切に対処すべく管理・統制がされていれば、原子力発電を行うことを認めている。このような法制度

を前提とする限り、原子力発電所の運転に伴う本質的・内在的な危険があるからといって、それ自体で人格権を侵害するということはできない。もっとも、この点は、法制度ないし政策の選択の問題であり、福島原発事故の深刻な被害の現状等に照らし、我が国のとるべき道として原子力発電そのものを廃止・禁止することは大いに可能であろうが、その可否を巡る判断は、もはや司法の役割を超え、国民世論として幅広く議論され、それを背景とした立法府や行政府による政治的な判断に委ねられるべき事柄である。

2 原子力発電所における具体的危険性の有無を判断するに当たっては、その設備が、想定される自然災害等の事象に耐えられるだけの十分な機能を有し、かつ、重大な事故の発生を防ぐために必要な措置が講じられているか否か、すなわち、原子力発電所の有する危険性が社会通念上無視しうる程度にまで管理・統制されているか否かが検討されるべきである。そして、原子炉等規制法の下、高度の専門的知識と高い独立性を持った原子力規制委員会が、安全性に関する具体的審査基準を制定するとともに、設置又は変更の許可申請に係る原子力発電所の当該基準・の適合性について、科学的・専門技術の見地から十分な審査を行うこととしているのであって、具体的審査基準に適合しているとの判断が原子力規制委員会によってされた場合は、当該審査に用いられた具体的審査基準に不合理な点があるか、あるいは具体的審査基準に適合するとして原子力規制委員会の判断に見過ごし難い過誤、欠落があるなど不合理な点があると認められるのでない限り、当該原子力発電所が有する危険性は社会通念上無視しうる程度にまで管理され、周辺住民等の人格権を侵害する具体的危険性はないものと評価できる。

3 本件発電所の安全性審査に用いられた新規制基準は、各分野の専門家が参加し、最新の科学的・専門技術的知見を反映して制定されたもので、所定の手続も適切に踏んでいるのであって、手続面でも実体面でも原子炉等規制法を始めとする関係法令に違反し

ていると認めうる事情はなく、また、内容において不合理な点も認められない。

4 本件発電所の基準地震動及び基準津波は、最新の科学的知見及び手法を踏まえて策定されたものであり、そこで用いられた各種パラメータは安全側に配慮して保守的に設定され、性質や程度に応じて不確かさが考慮されているほか、計算過程及び計算結果に不自然、不合理な点は見当たらず、年超過確率も極めて低い数値になっていることからすれば、これらが新規制基準に適合するとして原子力規制委員会の判断に不合理な点があるとは認められない。

なお、基準地震動の策定に当たり、地震モーメントを求めるに際し用いられた入倉・三宅式について、地震動の事前予測に用いると地震モーメントが過小評価される旨の専門家の証言があるが、対象となる活断層の長さや幅を保守的に大きく見積もり、断層面積を地表地震断層の長さそのものから求めた数値より大きく設定することなどによって過小評価を防ぐことが可能であると考えられ、本件においても対象となる活断層の断層面積は、詳細な調査を踏まえて保守的に大きく設定されているから、1審被告の策定した基準地震動が過小であるとはいえない。

5 本件発電所の安全上重要な設備の耐震性、対津波安全性、異常の発生・拡大防止対策及び重大事故等対策(火山灰対策を含む。)、テロリズム対策等は、最新の科学的知見及び手法を踏まえて講じられており、地震、津波を始めとした外部事象による共通要因故障のみならず、偶発的な設備の単一故障を仮定しても設備の安全性が確保されているほか、重大事故等対策の有効性も科学的手法によって検証されるなどしており、IAEAの国際基準等に反するともいえないのであって、これらが新規制基準に適合するとして原子力規制委員会の判断に不合理な点は認められない。

6 以上によれば、本件発電所の安全性審査に当たって用いられた新規制基準に違法や不合理の痕はなく、本件発電所が新規制基準に適合するとして原子

力規制委員会の判断にも不合理な点は認められず、
本件発電所の危険性は社会通念上無視しうる程度に
まで管理・統制されているといえるから、本件発電所
の運転差止めを求める 1 審原告らの請求は理由がな
い。 以上

* 2018 年 7 月 4 日判決当日に配布された【判決要
旨】における 2 点の明白な誤り（1 頁 1 行目の「平
成 26 年(ワ)第 126 号」→「平成 26 年(ネ)第 126
号」、1 頁下から 2 行目の「専門技術的知見」→「專
門技術的見地」）については訂正済み。

◀判決当日写真スクラップ▶

いつものように兼六園下でアピール開始



富山の YK さんのギター伴奏で「私
の子どもたちへ」を歌う



入廷前の行進の途中・・・



残念！でも諦めない！



旗出し直後の裁判所正門前の様子



判決の不当性を訴える河合弁護士

▼新聞スクラップ▲

中日新聞 180705

5

社説・発言 単10版

2018年(平成30年)7月5日(木曜日)

住民の「人格権」を尊重し、関西電力大飯原発3、4号機の運転差し止めを認めた一審の判断は、いともあっさり覆された。「原発の是非は政治に委ねる」という裁判所。一体誰のためにある？

大飯原発控訴審

発の運転差し止めを認めた画期的な判断だった。

「福島原発事故の深刻な被害の現状に照らし、原発そのものを廃止・禁止することは大いに可能である」が、その可否を巡る判断は

高裁はこれを「内在的な危険があるからといって、それ自体で人格権を侵害するということとはできない」と一蹴した。

もはや司法の役割を超え、政治的な判断に委ねられるべきだ」と名古屋高裁金沢支部。結局は判断の放棄であらう。

司法は判断を放棄した

内在する危険に対して予防を求める権利は認められないというこ

ここでも規制委と関電の主張を丸のみにした判断の放棄である。

それにしても、今や原発の危険性を測る「ものさし」にな

福島原発の悲惨な現状を認めた上で、判断を放棄するのであれば、「司法の役割」とは何なのか。

とか。あまりにも不可解だ。控訴審では、耐震設計の目安となる揺れの強さ(基準地震動)の妥当性、すなわち、原発がどれほどの揺れに耐えられるかが、最大の争点とされていた。

正体は何なのか。避難計画の不備や核のごみ問題などどこ吹く風と、政府は再稼働に前のめり。司法が自らの責任を棚に上げ、政治に委ねるとい

二〇一四年の福井地裁判決は、憲法二三条の幸福追求権などに基づく人格権を重んじて「具体的危険性が万が一でもあれば、差し止めが認められるのは当然だ」と言い

元原子力規制委員長代理で地震学者の島崎邦彦東大名誉教授は法廷で「基準地震動は過小評価の可能性があり、大変な欠陥がある」

「内在する危険」に対する国民の不安は一層、強まった。

福島原発事故のあと、初めて原

いきた。

延で「基準地震動は過小評価の可能性があり、大変な欠陥がある」

「内在する危険」に対する国民の不安は一層、強まった。

社

説

2018・7・5

福島原発事故忘れ去ったかのよう

住民「ずさん判決」

2018.7.5 朝日 大飯控訴審

関西電力大飯原発3、4号機の運転差し止めを命じた一審判決を取り消す。4日の名古屋高裁金沢支部の控訴審判決を受け、住民側弁護団の島田広弁護団長は記者会見を開き、「東京電力福島第一原発事故を忘れ去ったかのようなずさんな判決」と批判した。

▼1面参照



控訴審判決を受け、会見で話す「福井から原発を止める裁判の会」の中島哲演代表。4日、金沢市

一審の福井地裁判決は、福島事故を踏まえ、原発の運転で生命と生活を守る人格権が脅かされる具体的危険があるとの判断を示し、住民側弁護団は「事故の被害に真摯に向き合い、人権を守る砦」と評価してきた。しかし、控訴審判決は「原発を廃止・禁止することとは大いに可能だろう」と

「黙認」悔いて原告に

「茶番だ!」。傍聴席で判決を聞いた原告住民の石森修一郎さん(71)は「福井県坂井市」は叫んだ。

昨年7月、住民側が重視した地震学者らの証人申請が却下され、住民側に失望が広がった。しかし石森さんは翌月からほぼ毎週木曜朝、高裁金沢支部前に立った。「司法の役割を果たせ!」とパネルを置き、「裁

い」と非難した。

控訴審判決は「裁判は学術論争をする場ではない」とした。これに対し、住民側弁護団の井戸謙一弁護士は「原子力規制委員会が合理的といえる合理的と言っているだけ。司法の役割を放棄している」と批判した。

福井県おおい町に隣接する小浜市で暮らす住民側代表の中島哲演さん(76)は「司法の気概や使命感を見いだしたい」と話した。

判長に届け」と祈った。

生まれた頃、福井県に原発はなかった。東京の大学で工学を学び、地元で家業を継いだ頃、敦賀原発1号機が稼働。その後、県内の原子炉は15基に増えた。原告に反対だったが、行動できなかつた。60歳で会社を畳んだ後、福島第一原発事故が起きた。黙認してきたことを悔いた。事故の約1

▼編集ノート：判決については、既に新聞等で概要はご存知だと思います。司法はそう簡単には住民側に連勝させてくれませんね。裁判所は、島崎証人尋問はしたけれども、結局は「聞き置く」だけで、実質的には関電の主張をすべて認め、規制委員会の決定に寄りかかり、自ら判断することを放棄してしまいました。本誌をご一読いただき、あらためて今回の判決がどういう判決なのかを確認していただければと思います。(編集子)

年4カ月後、大飯原発が再稼働。「次の事故は福井かも」。迷わず原告になった。福井県庁前でも119回マイクを握ってきた。判決後、石森さんは「裁判がすべてじゃない。原発反対の世論を盛り上げたい」と話した。

一方、福井県の西川一誠知事は判決後、「福島事故後初めての上級裁判所の判決で、原発の安全性に関する一つの基準となる」とコ

関電「安全性に理解」

関西電力は控訴審判決を受けて、「大飯3、4号機の安全性が確保されていることについて、裁判所にご理解をいただいた結果だ」

メント。同県おおい町の中塚寛町長も「3、4号機は稼働しており、司法判断が合致したことは大変喜ばしい。新規制基準が司法のお墨付きを得た」と話した。(萩原千明、南有紀)

中日新聞 180705

大飯原発訴訟の主な争点

	福井地裁判決	住民側の主張	関西電力の主張	高裁判決
人格権の侵害	具体的危険が万が一でもあれば差し止めが認められる	地裁判決は妥当。地震の想定や地盤調査に問題があり、具体的危険性が推定される	抽象的、潜在的な危険性が少しでもあれば運転を認めない地裁判決は不当	法制度上、規制委の判断に不合理な点がない限り、危険性は社会通念上無視できる
新規規制基準と裁判所の判断基準	新規規制基準への適合性や原子力規制委員会の審査の適否ではなく、裁判所が判断	新規規制基準は福島事故の調査が不十分のまま拙速に策定され不合理	高度の専門性を持った規制委により検討を重ねて制定されている。科学的、専門的判断を尊重すべきだ	新規規制基準に不合理な点はなく、規制委の適合判断に不合理な点は認められない
地震の想定(基準地震動)	10年ほどの間に4原発に5回も想定を上回る地震が来ている。大飯原発に到来しないというのは根拠がなく楽観的(基準地震動は未確定)	震源となる断層を事前に推定するのは困難で、正確な断層面積が想定できる場合に用いる式で算出した想定は過小評価になる	式の妥当性は確認されている。詳細な調査をすれば活断層を把握できる	詳細な調査を踏まえて活断層の断層面積は大きく設定されているから、過小であるとは言えない
火山対策	(争点になっていないため判断せず)	想定は過小で非常用発電機故障の危険があり、規制委で再検討されている	非常用発電機に対策を実施し、安全が損なわれないと確認している	想定に不合理な点は見当たらず、安全対策も合理的と言える

新聞各紙の見出し

